

中津市、上毛町におけるごみの広域処理に関する基本合意書

中津市、上毛町は、ごみの広域処理に向けた協議を進めることについて、下記のとおり合意する。

1 ごみの広域処理の枠組み

中津市、上毛町は、ごみ処理施設を共同して建設し、ごみ処理を行う。

2 ごみ処理施設の建設地

新たなごみ処理施設の建設地は、中津市または上毛町の区域の中から協議により決定するものとする。

3 ごみの広域処理に向けた協議会の設置

中津市、上毛町におけるごみの広域処理に向けた協議会を令和6年度に設置する。

なお、事務局は中津市に置く。

4 その他

本合意書に定めのない事項及び本合意事項に疑義が生じた場合は、中津市、上毛町で協議の上、決定するものとする。

この合意書の証として、本書2通を作成し、中津市、上毛町において、署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年12月16日

大分県中津市豊田町14番地3

中津市長

奥塚正典

福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1

上毛町長

坪根 啓介